

地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合

平成18年9月25日(月)
13:30～14:30
総務省6階601会議室

1 開 会

2 意見交換

3 閉 会

出席者

配席図

資料 1

資料 2

資料 3

資料 3 - 2

地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合

平成 18 年 9 月 25 日(月)
13 : 30 ~ 14 : 30
総務省 6 階 601 会議室

出席者

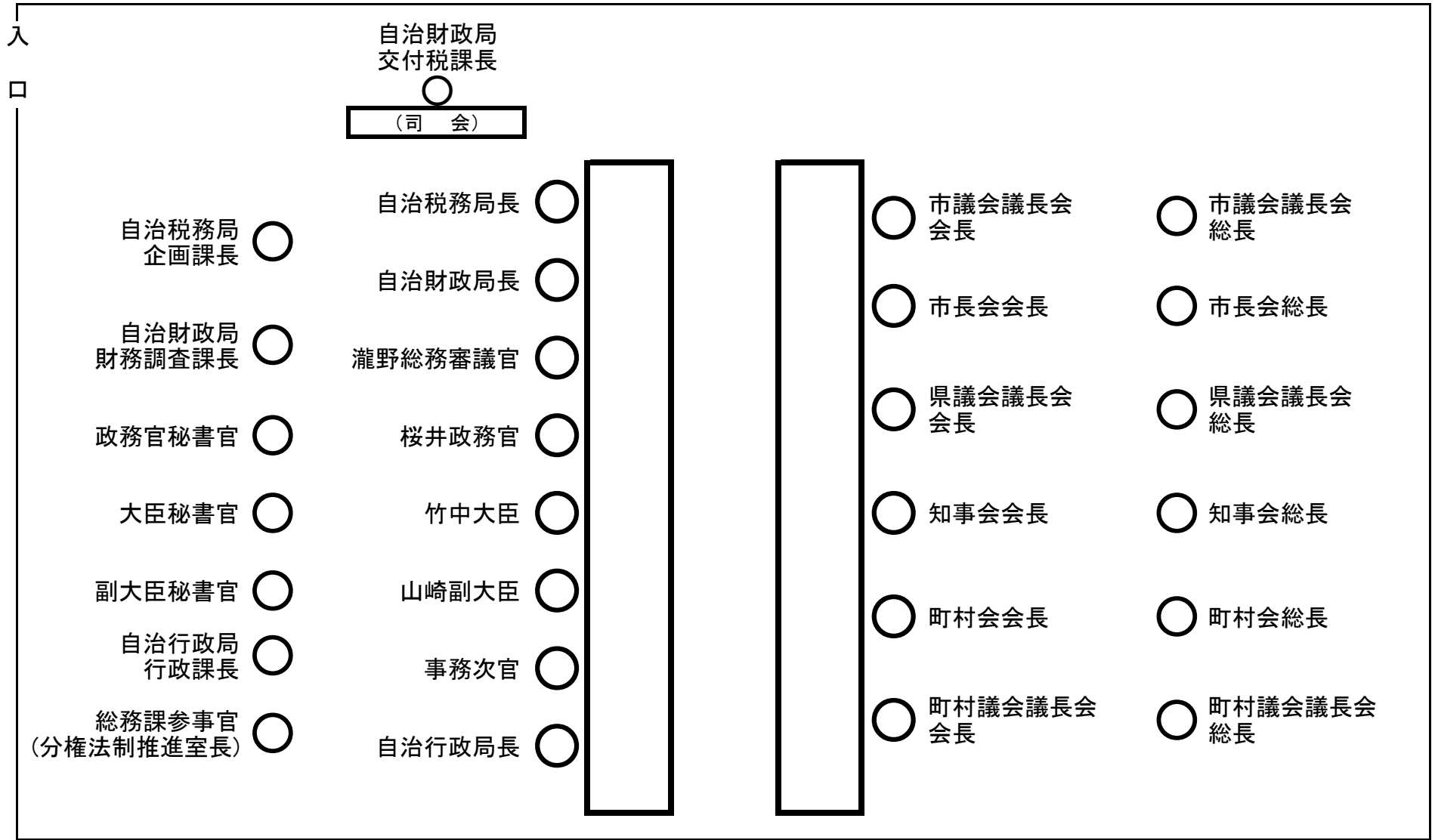
【地方六団体】

全 国 知 事 会	麻 生 会 長	(福岡県知事)
全国都道府県議会議長会	山 口 会 長	(茨城県議会議長)
全 国 市 長 会	横 尾 副 会 長	(多久市長)
全国市議会議長会	国 松 会 長	(藤沢市議会議長)
全 国 町 村 会	山 本 会 長	(福岡県添田町長)
全国町村議会議長会	川 股 会 長	(北海道由仁町議会議長)

【総務省】

竹 中	大 臣
山 崎	副大臣
桜 井	政務官
松 田	事務次官
瀧 野	総務審議官
藤 井	自治行政局長
岡 本	自治財政局長
河 野	自治税務局長

地方財政に関する総務大臣・地方六団体 配席図



平成19年度の地方財政の課題

1. 新たな地方分権制度改革への取組

三位一体の改革の成果を踏まえ、以下の課題等に一体的に取り組み、「新分権改革」を推進。

- (1) 地方分権の推進に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。
- (2) 地方税について、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、地方交付税、国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的に検討。
- (3) 地方交付税について、不交付団体の増加を目指すとともに、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による算定を行うなど見直しを実施。

2. 地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 基本方針2006に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の総額を確保するとともに、必要な地方債資金を確保。
- (2) 各地方公共団体が公表する「集中改革プラン」を着実に実施するとともに、地方行革の新しい指針を策定・通知すること等により、地方行革を強力に推進。
- (3) 地方公共団体の財務情報等の分かりやすい開示を推進するとともに、再建法制の適切な見直しを検討。

(参考)

平成19年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	18年度	19年度			特記事項
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	22.6	22.7	0.1	0.3	
退職手当以外	20.5	20.2	△ 0.3	△ 1.7	基本方針2006(定員5年間△5.7%等)
退職手当	2.0	2.5	0.5	21.2	
一般行政経費	25.2	25.5	0.3	1.1	
補助	10.7	11.0	0.3	2.3	H ¹⁹ 概算要求基準
単 独	13.5	13.5	0.0	0.0	基本方針2006(前年度同程度の水準)、注4
国民健康保険関係事業費	1.0	1.0	0.0	3.5	
投資的経費	16.9	16.4	△ 0.5	△ 3.0	
直轄・補助	6.8	6.6	△ 0.2	△ 3.0	H ¹⁹ 概算要求基準
単 独	10.1	9.8	△ 0.3	△ 3.0	基本方針2006(国と同様)、注4
そ の 他	18.5	18.6	0.1	0.7	公債費の増
一 般 歳 出 計	66.5	66.3	△ 0.2	△ 0.2	
計	83.2	83.2	0.0	0.0	
(歳入)					
地 方 税 等	38.6	39.6	1.0	2.6	
地 方 税	34.9	38.9	4.0	11.5	H ¹⁹ は税源移譲を含む
地方譲与税	3.7	0.7	△ 3.0	△ 80.7	H ¹⁸ は所得譲与税を含む
地方特例交付金等	0.8	0.5	△ 0.3	△ 42.7	減税補てん分は段階的に縮小・廃止
地方交付税	15.9	15.5	△ 0.4	△ 2.5	
国庫支出金	10.2	10.2	0.0	△ 0.1	H ¹⁹ 概算要求基準
地 方 債	10.8	10.5	△ 0.3	△ 2.5	
うち臨時財政対策債等(※1)	3.4	3.1	△ 0.3	△ 8.0	
そ の 他	6.8	6.8	0.0	0.0	
「一 般 財 源」(※2)	58.7	58.7	0.0	0.0	
計	83.2	83.2	0.0	0.0	

- 注) 1 国のH¹⁹概算要求基準、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」等を前提に作成したものであり、計数は全て仮置きである。
- 2 地方財政対策等は平成16年度から平成18年度までに講じていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、当該仮試算により計算した財源不足額7.3兆円(H¹⁸8.7兆円)について、臨時財政対策加算等の対策を講じることを前提としている。また、交付税特別会計借入金の償還は当該仮試算においては計上していないが、交付税特別会計の健全化等の観点も踏まえ別途検討することとしている。今後、地方財政収支の状況等について検討を加えるとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとしている。
- 3 ※1の「うち臨時財政対策債等」は臨時財政対策債及び減税補てん債の合計額、※2の「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額である。
- 4 一般行政経費(単独)と投資的経費(単独)の一体的かい離は正については、平成17年度決算の数値の確定等を踏まえ検討・対応することとしている。

平成19年度 地方交付税・地方特例交付金等 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項 目	平成19年度 要求額 A	平成18年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)	備 考
<地方交付税>					
一般会計からの 繰入れ ①	147,608	137,425	10,183	7.4	入口ベース
〔うち 法定率分 法定加算分 臨時財政対策加算分〕	133,435 8,694 5,479	125,267 5,129 7,029	8,168 3,565 △ 1,550	6.5 69.5 △ 22.1	
新規借入金	8,360	11,610	△ 3,250	△ 28.0	
借入金償還	0	△ 799	799	100.0	
借入金等利子	△ 6,900	△ 6,773	△ 127	△ 1.9	
前年度からの繰越分	6,031	12,908	△ 6,877	△ 53.3	
剰余金の活用	0	4,700	△ 4,700	△ 100.0	
返還金	3	2	1	59.9	
計	155,101	159,073	△ 3,972	△ 2.5	出口ベース
<地方特例交付金等>					
一般会計からの 繰入れ ②	4,672	8,160	△ 3,488	△ 42.7	
〔うち 特別交付金(減税補てん分) 地方特例交付金(児童手当分)〕	4,000 672	7,456 704	△ 3,456 △ 32	△ 46.4 △ 4.5	
一般会計からの繰入れ 合 計 ①+②	152,280	145,585	6,695	4.6	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、国の概算要求基準、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」等を前提とした仮置きの数値である。この場合、地方財政対策等は平成16年度から平成18年度までに講じていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、臨時財政対策加算は「平成19年度地方財政収支の8月仮試算(概算要求時)」(参考)の財源不足額を基礎にして求めた額を計上している。また、交付税特別会計借入金の償還は概算要求においては計上していないが、交付税特別会計の健全化等の観点も踏まえ別途検討することとしている。今後、経済情勢の推移、人事院勧告の取扱い、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加えとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとし、要求内容の修正を行う。
- 2 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等に関し、「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」等をもとに一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 3 「前年度からの繰越分」は、国税五税の平成17年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額について、平成18年度において精算した上で平成19年度へ繰り越すものと仮定して計上している。
- 4 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成18年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 5 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金等】

この概算要求は、仮置きの数値であり、特別交付金(減税補てん分)については法律に基づき4,000億円を計上するとともに、地方特例交付金(児童手当分)については平成19年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

試案の基本フレーム

基本的な考え方

- ① 「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」から新型交付税を導入
- ② 人口規模や土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保
- ④ 地方団体の財政運営に支障が生じないよう制度を設計

新型交付税の割合

基準財政需要額 (公債費除き)	約41兆円	…	a
新型交付税需要額	約5兆円	…	b
新型交付税需要額の割合 (b/a) :			10%程度

算定項目の減少

(従来型の算定項目数)

	H18		H19
都道府県	42	→	32 程度
市町村	53	→	36 程度
			3割減
合計	95	→	68 程度

都道府県分

平成18年度算定

平成19年度算定

区分		経常経費	投資的経費
警察		警察職員数	—
土木	道路橋りょう	道路の面積	道路の延長
	港湾	(港湾)係留施設の延長 (漁港)係留施設の延長	(港湾)外郭施設の延長 (漁港)外郭施設の延長
	河川	河川の延長	河川の延長
	その他の土木	人口	—
教育	小学校	教職員数	—
	中学校	教職員数	—
	高等学校	教職員数	—
	特殊教育諸学校	生徒数	生徒数
	その他の教育	教職員数 学級数 人口 公立大学等学生数 私立学校等生徒数	学級数 — — — —
厚生労働	生活保護	町村部人口	—
	社会福祉	人口	人口
	衛生	人口	—
	高齢者保健福祉	65歳以上人口 74歳以上人口	65歳以上人口 —
産業経済	労働	人口	—
	農業行政	農家数	耕地の面積
	林野行政	公有以外の林野の面積 公有林野の面積	林野の面積 —
	水産行政 商工行政	水産業者数 人口	— —
その他の行政	徴税	世帯数	—
	恩給	恩給受給権者数	—
	企画振興 その他の諸費	人口	人口

1 新型

$ax + by$

x : 人口規模のコスト差を反映した人口
 y : 土地利用形態のコスト差を反映した面積

↑
新分権一括法による
見直し等にあわせて拡大

2 従来型

警察		警察職員数	厚生労働		私立学校等生徒数
土木	道路橋りょう	道路の面積	生活保護	町村部人口	人口
	港湾	道路の延長		社会福祉	人口
	河川	(港湾)係留施設の延長 (港湾)外郭施設の延長 (漁港)係留施設の延長 (漁港)外郭施設の延長	衛生	人口	人口
	その他の土木	河川の延長	高齢者保健福祉	65歳以上人口 75歳以上人口	人口
教育	小学校	人口	産業経済	農業行政	農家数
	中学校	教職員数		林野行政	公有以外の林野の面積
	高等学校	教職員数	その他の行政	水産行政	公有林野の面積
	特殊教育諸学校	生徒数		商工行政	水産業者数
	その他の教育	教職員数 学級数 人口 公立大学等学生数		徴税	世帯数
			恩給	恩給受給権者数	
			企画振興 (仮称)	人口	

市町村分

平成18年度算定

区分		経常経費		投資的経費	
消防		人口		-	
土木	道路橋りょう	道路の面積		道路の延長	
	港湾	(港湾)保留施設の延長		(港湾)外郭施設の延長	
	都市計画公園	都市計画区域人口		都市計画区域人口	
	下水道	都市公園の面積		-	
その他の土木	人口		人口		
教育	小学校	児童数	学級数	学級数	学級数
	中学校	生徒数	学級数	学級数	学級数
	高等学校	教職員数	生徒数	生徒数	生徒数
	その他の教育	人口	幼稚園の幼児数	-	-
厚生	生活保護	市部人口	-	-	-
	社会福祉	人口	-	-	-
	保健衛生	65歳以上人口	65歳以上人口	-	-
	高齢者保健福祉	74歳以上人口	-	-	-
清掃	人口	-	-	-	
産業経済	農業行政	農家数	農家数	-	-
	商工行政	人口	-	-	-
その他の産業経済	林業、水産業及び鉱業の従業者数		林業、水産業及び鉱業の従業者数		
その他の行政	徴税	世帯数	-	-	-
	戸籍住民基本台帳	戸籍世帯数	-	-	-
	企画振興 その他の諸費	人口	人口	人口	人口

平成19年度算定

1 新型

$$ax + by$$

x: 人口規模のコスト差を反映した人口
y: 土地利用形態のコスト差を反映した面積

新分権一括法による
見直し等にあわせて拡大

2 従来型

土木	道路橋りょう	道路の面積	高等学校	教職員数
	港湾	道路の延長		生徒数
	都市計画公園	(港湾)保留施設の延長		幼稚園の幼児数
	下水道	(港湾)外郭施設の延長		人口
産業経済	農業行政	(漁港)保留施設の延長	厚生	生活保護
	商工行政	(漁港)外郭施設の延長		社会福祉
教育	小学校	都市計画区域人口	保健衛生	高齢者保健福祉
	中学校	都市公園の面積	清掃	農家数
	児童数	人口	産業経済	農工行政
	学級数	人口	その他の産業経済	その他の産業経済
	生徒数	人口	徴税	戸籍住民基本台帳
	学級数	人口	その他の行政	世帯数
	学級数	人口	地域振興 (仮称)	戸籍世帯数
	学級数	人口		人口
	学級数	人口		面積

算定方法①(都道府県分)

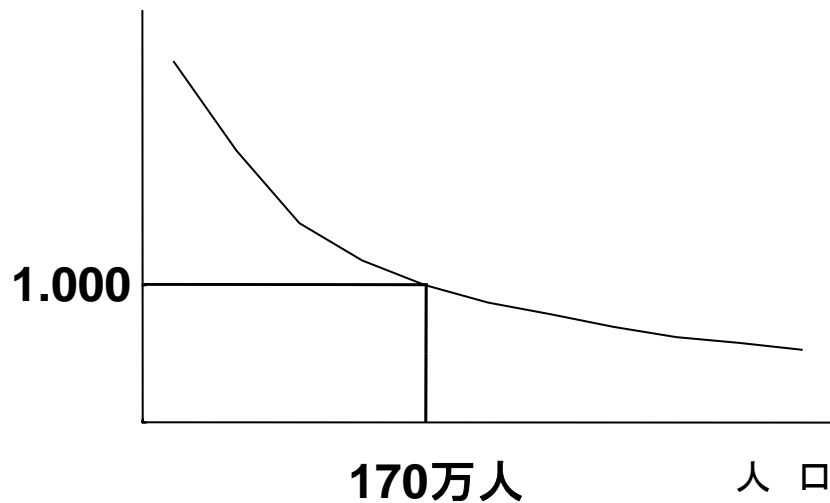
$$ax + by$$

x: 人口規模のコスト差を反映した人口
y: 土地利用形態のコスト差を反映した面積

$$ax : by = 3 : 1 \text{ 程度}$$

人口規模のコスト差

係数



土地利用形態のコスト差

宅地 : 1.00
(固定資産価格等の概要調書)

耕地 : α
(農林業センサス)

林野 : β
(農林業センサス)

その他 : γ
(上記以外の国土地理院公表面積)

算定方法②(条件不利地域への配慮等)

地域振興費(仮称)

- ① 条件不利地域への対応
- ② 行革インセンティブ等の課題への対応

算定経費(例)

※ 現行の算定項目

へき地・離島	特勤手当(へき地勤務職員)の支給や離島であることによる増加財政需要
寒冷地	寒冷地手当の支給や公共施設の除排雪経費、暖房用燃料等の増加財政需要
合併	合併後の行政の一体化等に要する経費(合併特例法)
行革インセンティブ	歳出削減、歳入確保、地域振興等の経営努力に対応
基地	米軍及び自衛隊の基地が所在することによる増加財政需要
地域手当	地域手当の支給による増加財政需要
目的財源	事業所税や航空機燃料譲与税見合いの財政需要

その他の検討事項

経過措置

財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるとともに十分な経過措置を講じる。

法改正のイメージ

測定単位や単位費用など基準財政需要額の算定方法について定める地方交付税法の本則規定を改正し、新規方式(新型交付税)を規定。

—新しい地方財政再生制度研究会（平成18年9月25日公表）—

<検討の前提>

- 公会計改革の推進（「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月））
- 財政が悪化した段階でも住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持できるよう再生
- 「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書」の考え方を踏まえ、再生スキームについては
 - (1) 現行の地方行財政制度の基本的な枠組みの下で再生する場合と
 - (2) 地方行財政制度の抜本改革が進展した下で再生する場合とを整理し、新しい地方分権一括法等により(1)から(2)に移行することを視野に入れつつ検討

具体的枠組み

○ フロー指標・ストック指標を整備し、明確・透明なルールによる財政情報の開示を徹底

- ・ストック指標は公営企業、地方公社等も含め、普通会計が実質的に負担することとなるものを捉えて検討
- ・全団体において、フロー指標・ストック指標及びその基礎データを開示

○ より早い段階から財政の健全化を図っていくための早期是正スキームの導入

- ・地方公共団体の自主的な改善努力を促すことにより、財政健全化を実現
- ・対象となる団体は速やかにその要因等を分析し、財政健全化計画を策定した上で、住民に公表
- ・国・都道府県の関与は自主的な努力を促すものとすべき。外部監査の充実等、監査機能の強化について検討

○ 自主的な健全化努力のみでは財政の健全化が困難な団体については、国・都道府県の関与の下で再生

- ・再生計画の策定、計画の実効性の担保のため国が関与。再生促進策も検討
- ・地方行財政制度の抜本改革が進展した下で再生する場合については、さらに整備すべき再生ツールについて検討（債務調整の必要性等）

2006年9月25日
新しい地方財政再生制度研究会

新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）

1. はじめに

本研究会は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において「再建法制等も適切に見直す」とされていること、そして、「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書」（平成18年7月3日）の考え方を踏まえ、新しい地方財政再生制度の法制化に向けた枠組みたる「制度の概要」を検討することを目的としている。

この「制度の概要」を検討していくにあたり、これまでの議論の経過を踏まえ、中間的に検討の方向性を提示し課題の整理を行うものである。

2. 現行制度の課題

現行の再建制度（準用再建）には様々な課題があり、整理すれば以下のとおりである。

- ・各団体において、常日頃から、早期是正・再生という観点を念頭に置いたわかりやすい財政情報の開示がなされていないこと。
- ・再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。
- ・実質収支赤字比率（フロー指標）のみを使っているため、例えば実質公債費比率など他の指標が悪化した団体や、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象にならないこと。また、実質収支赤字比率の基準は、地方行財政の状況が大きく変化しているにもかかわらず、長期にわたり見直されていないこと。
- ・普通会計のみを対象とし、公営企業や、地方公社等との関係が考慮されていないこと。
- ・財政指標の正確性等を担保する手段が十分でないこと。
- ・再建を促進するための仕組みが限定的であること。

- ・地方財政の運営において、護送船団方式により形成された「国が何とかしてくれる」という神話が財政規律の緩みに繋がってきた面が存在することも否定できないこと。

以上の課題の克服、そして、自治体運営においては何より住民に基礎的行政サービスの提供を継続することが重要であることを踏まえ、透明なルールに基づく早期是正スキームを設け、それでも改善できない場合に再生スキームに入る２段階の新たな手続きを構築する必要がある。

3. 検討の前提

本研究会における早期是正スキーム、再生スキームの検討に際しては、以下の点を前提とする。

- ・早期是正・再生のスキームの検討と密接な関係を有する公会計改革については、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）を前提とする。但し、早期是正・再生に係る指標については、その機能の発揮という点で適したものを検討・整備する。
- ・財政悪化した場合でも、地方公共団体が、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持していけるように当該団体を再生することを前提とする。なお、再生する事業の範囲の問題（公営企業、地方公社等を含む。）については今後検討する。
- ・早期是正・再生のスキームの検討と密接な関係を有する地方行財政制度の抜本改革については、「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書」の考え方を踏まえ、再生スキームについては、（1）現行の地方行財政制度の基本的な枠組みの下で再生が行われる場合と、（2）地方行財政制度の抜本改革（国による事務の義務づけの廃止、地方税の充実、投資的事業に対する財源措置の抜本的な見直し、地方債の自由化等）が進展した下で再生が行われる場合とを整理し、新しい地方分権一括法等により（1）から（2）に移行することを視野に入れつつ、検討する。

4. 財政指標の整備、情報開示の徹底

早期是正・再生のスキームを適時・的確に機能させるため、以下を踏まえ、フロー指標及び将来負担に係るストック指標を整備するとともに、明確・透明

なルールによる財政情報の開示を徹底していく必要がある。

- ・フロー指標・ストック指標は、あまり複雑でなく、恣意性が排除されるよう、できる限り客観的なものとすべきである。
- ・ストック指標は、普通会計が直接負う債務のみならず、公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、普通会計が実質的に負担することとなる債務を捉えて、例えばこれを負債償還能力と比較した指標とすることを検討すべきである。また、指標の設計に当たっては、その経年的な傾向も勘案する民間の取組を参考とすることも考えられる。
- ・早期是正・再生のスキームを念頭に置いて、財政状況の公表ルールの在り方を検討するとともに、全団体において、フロー指標・ストック指標及びその基礎データを開示すべきである。
- ・指標の正確性等を担保するため、第三者機関の活用など監査機能のあり方等の必要な措置を検討すべきである。

5. 早期是正スキームの方向性

再生段階にまで至ると、住民生活に多大な影響が生じ、問題が深刻化するとともに、再生するまでに長期の取組が必要となることから、以下を踏まえ、より早い段階から財政の健全化を図っていくための早期是正スキームを導入すべきである。

- ・この早期是正スキームにおいては、基本的に、地方公共団体の自主的な改善努力を促すことにより財政健全化を実現するものとすべきである。
- ・健全性の基準を下回り、早期是正スキームの対象となる地方公共団体（以下「早期是正対象団体」という）は、速やかにその要因等を分析し、具体的な歳出削減措置や歳入確保措置等を内容とする財政健全化計画を策定した上で、これを住民に公表するとともに、国・都道府県に報告することとすべきである。
- ・財政健全化計画を策定した団体は、毎年度、又は必要に応じ随時計画の実施状況を公表するとともに、国・都道府県に報告することとすべきである。
- ・早期是正対象団体において実効性のある財政健全化計画が策定されるための国・都道府県の関与のあり方としては、あくまでも地方公共団体の自主的な努力を促すようなものを原則とすべきである。

- ・ 早期是正対象団体における財政運営上の課題をよりの確に把握するため、外部監査の充実など、監査機能の強化について検討すべきである。

6. 新たな再生スキームの課題

早期是正対象団体よりさらに財政状況が悪化して、指標が一定の水準を下回るなど、早期是正スキームによる自主的な健全化努力のみでは財政の健全化が困難と思われる地方公共団体（以下「再生対象団体」という）については、自助努力を前提としつつ国・都道府県の関与の下で財政を再生するスキームを導入することとし、以下の点について検討を進める。

- ・ 再生対象団体の範囲については、早期是正対象団体の基準や内容等を勘案し、検討を進める。
- ・ 検討にあたっては、3で整理したように、（1）現行の地方行財政制度の基本的枠組みの下で再生が行われる場合と、（2）地方行財政制度の抜本改革（国による事務の義務づけの廃止、地方税の充実、投資的事業に対する財源措置の抜本的な見直し、地方債の自由化等）が進展した下で再生が行われる場合とに分けて検討すべきである。
- ・ （1）の場合、再生対象団体が自らの責務を最大限発揮しなければならないが、一方で、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持する必要がある、再生計画の策定やその実効性の担保のため、国は必要な関与を行うべきである。併せて、国として必要な再生促進策について検討すべきであり、国が再生促進策を講じる場合には、その内容との関連も踏まえて、必要な関与のあり方について検討すべきである。
- ・ （2）の場合については、地方行財政制度の抜本改革を前提に、（1）に加え、さらに整備すべき再生ツールの必要性について検討する。その際、債務調整の是非を検討し、その必要性が考えられる場合には、他の地方公共団体への影響、司法の関与のあり方やその対象となる範囲等についても検討課題となる。